

「規程(第 52 条関係)」

JAS マークなど使用基準

<基準>

- 1) 格付を目的とする JAS マーク等及び JAS マーク等が印刷された包装資材は、認証又は証明業者等が印刷することは出来ないものとする。
- 2) JAS マーク等(OCO ロゴ・認証又は証明業者等番号入り)のラベル及び包装資材を調達するときは、OCO に JAS マーク等販売手数料を支払い OCO から購入するか、「JAS マークなどの印刷に係る諸事項誓約書」を OCO に提出し、承認を受け印刷しなければならない。
- 3) JAS マーク等及び JAS マーク等が印刷された包装資材の承認期間は「JAS マークなどの印刷に係る諸事項誓約書」承認日から 1 年間とする。印刷依頼主、印刷請負業者及び OCO から解除の申し出がない場合は、さらに 1 年間自動的に更新されるものとする。

<購入又は調達手続>

- 1) JAS マーク等のシールを OCO から購入する場合は OCO に連絡し購入する。
- 2) JAS マーク等及び JAS マーク等が印刷された包装資材を印刷会社又は問屋から調達する場合は、「JAS マークなどの印刷に係る諸事項誓約書」を事前に OCO に提出し、承認を受けること。
- 3) 提出に当たっては、ホームページから JAS マークなど使用基準をダウンロードし、熟知し承諾していること。

<印刷物及び表示・範囲>

- 1) 当該日本農林規格の農林物資で認証又は証明業者等が製品等に格付けする範囲とする。
- 2) 当該日本農林規格の名称表示及び飲食料品及び油脂の格付の表示の様式及び表示の方法に従い、OCO のロゴ及び OCO から付与された認証又は証明業者等番号を表示するものとする。
- 3) カタログ等の販促物は対象外とする。

< JAS マーク等の管理手数料及び購入単価>

- 1) 認証又は証明業者等の依頼により、印刷会社又は問屋が、JAS マーク等を生産し納入する場合は、本規程に基づき、印刷会社又は問屋、認証若しくは証明を受けた業者は、JAS マーク等の管理手数料を OCO に支払うものとする。
- 2) JAS マーク等の管理手数料は、JAS マーク等の横幅が、30mm以下は1円/枚、60mm以下は 2 円/枚、61mm以上は 3 円/枚とする。但し、スティック、ティーパックに限り、10mm のものは、0.2 円/枚とし、年間印刷枚数が、年間 8 万枚を超えた場合は 0.1 円/枚とする。(最小サイズ(横幅)は有機食品 10 mm、生産情報公表 6.25mm、特定JAS 21.92mmとする。)
 - ・ 30mm以下のもので、年間印刷枚数が、年間 8 万枚を超えた場合は 0.5 円/枚とする。
 - ・ 60mm以下のもので、年間印刷枚数が、年間 5 万枚を越えた場合は 1 円/枚とする。
 - ・ 61mm 以上のもので、年間印刷枚数が、年間 4 万枚を越えた場合は 1.5 円/枚とする。
- 3) JAS マーク等の規格別管理手数料の上限は、累計額(承認日から更新日まで)10 万円とする。上限額を超え、過剰入金した場合は、その差額を 2 ヶ月以内に返金するものとする。
- 4) 上限額を超えた日以降に印刷された JAS マーク等は、JAS マーク等の管理手数料の対象外とするが、対象期間外でも報告は通常通り行うこととする。更新日から再度、管理手数料の対象期間とする。
- 5) 承認期間終了前に、JAS マーク等の管理手数料の減額で、OCO に過剰入金が発生した場合は、過剰入金が発生した月末に返金するものとする。

- 6) 印刷会社又は問屋からの印刷報告に基づき、月初めに OCO は、請求書等をメール等にて送信し請求する。
- 7) 印刷会社又は問屋の JAS マーク等管理手数料の支払いは、毎月月末締め翌 20 日(振込み手数料送金者負担)までに OCO が指定する銀行口座に、振込むものとする。また、認証又は証明業者等の JAS マーク等管理手数料の支払いは、年次審査時の決済にする。
- 8) JAS マーク等を OCO から購入する場合
 - ・ 発注ロットは 100 シート単位とする。
 - ・ 21 面(横幅 61mm 以上/1 枚:5.5 円)、65 面(横幅 30mm 以下/1 枚:2.5 円)、を支払うものとする。
- 9) 取引方法は、先払い(消費税・送料・振込手数料は購入者負担)又は代引き(消費税・送料・代引き手数料は購入者負担)とする。

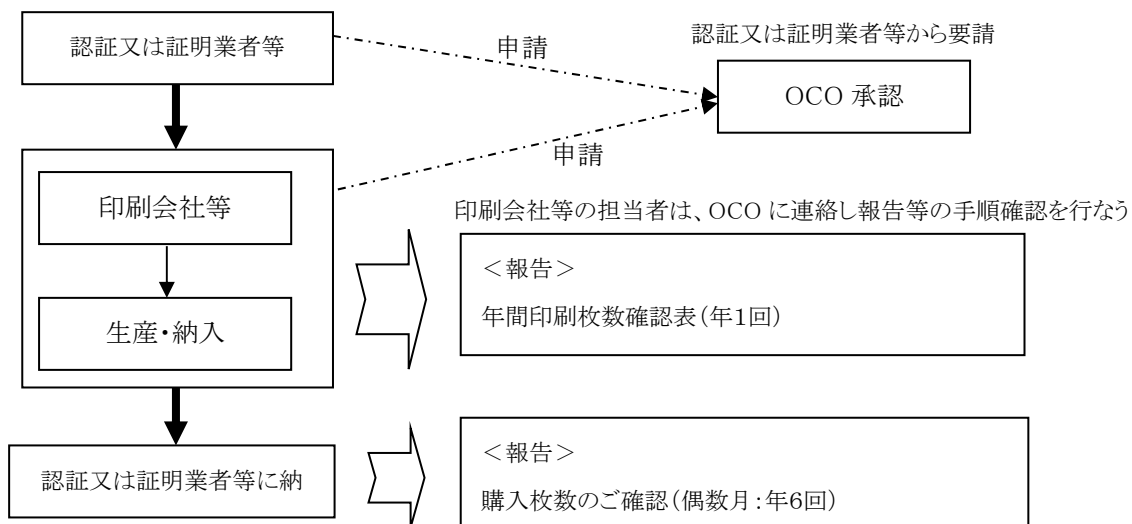
<報告>

- 1) 印刷会社又は問屋は、認証又は証明業者等に印刷した枚数を「JAS 証票などの管理説明書」の手順に従い、OCO のホームページから生産枚数及び納入枚数を生産・納入単位に報告しなければならない。
- 2) 認証又は証明業者は、2 ヶ月に 1 回(偶数月)、「購入枚数のご確認」を受理後 20 日以内に OCO に回答しなければならない。
- 3) 印刷会社又は問屋のホームページからの報告枚数と「購入枚数のご確認」に差異が生じた場合、「JAS マーク等の差異確認通知書」を印刷会社又は問屋にメール等にて送信する。印刷会社又は問屋は受理後 20 日以内に OCO に回答しなければならない。
- 4) 認証又は証明業者等の年次審査予定日の 3 ヶ月前に、「年間印刷枚数確認表」を印刷会社又は問屋にメール等にて送信する。印刷会社又は問屋は受理後 20 日以内に OCO に回答しなければならない。「年間印刷枚数確認表」の集計期間は承認日から 1 年間とする。

<生産・納入枚数等のフロー>

- ・印刷会社又は問屋は認証又は証明業者等と連名で、「JAS マークなどの印刷に係る諸事項誓約書」を OCO に提出し、OCO の承認を得なければならない。
- ・承認を得た印刷会社又は問屋において、希望する場合は印刷予定のゲラ版を OCO に提出し、OCO の表示確認後、生産を行う。
- ・印刷会社又は問屋は、生産及び納入後、OCO のホームページから報告する。
- ・認証又は証明業者等は、OCO から 2 ヶ月単位(偶数月)で送信等された「購入枚数のご確認」に対し、回答を行うこと。また差異がある場合は、印刷会社又は問屋は、「JAS マーク等の差異確認通知書」に対し回答を行うこと。
- ・年次審査前に、印刷会社又は問屋は、OCO から送られた「年間印刷枚数確認表」に対し回答する。

報告フロー



<立入検査>

OCO は印刷会社又は問屋に対し、事前に印刷会社又は問屋の同意を得て作業場等の立入検査及び印刷記録の検査が出来るものとする。

<異議申し立て>

印刷会社又は問屋は JAS マーク等に関する問題において、直接であれ間接であれ OCO に異議申し立てをしないものとする。

<権利義務の譲渡の禁止>

認証又は証明業者等及び印刷会社又は問屋は、本規程により生じる自己の権利義務を、第三者に譲渡し、承継、担保に供してはならない。

<解除>

- OCO は印刷会社又は問屋又は認証又は証明業者等のどちらかが本規程に違反若しくは、財産状態が著しく悪化した場合は、通知・催告その他何らかの手續を要せず「JAS マークなどの印刷に係る諸事項誓約書」を解除することができる。
- 平成 26 年 1 月の変更前、契約及び誓約書締結業者で、変更以降 2 年間 JAS マーク等の印刷実績がない場合は、その更新日を持って解除とする。また OCO への回答等の遅滞や管理手数料の未払い等が起きた場合は自動的に解除とする。

<有効期間>

認証又は証明業者等の認証又は証明の有効期間内とする。

<終了後の処理>

終了後、印刷会社又は問屋に JAS マーク等及び JAS マーク等が印刷された包装資材が残った場合は自社の責任で焼却処分し、印刷会社又は問屋は焼却証明書を持って OCO に報告しなければならない。